

秋田市営体育施設使用料減免要綱

〔平成28年4月1日〕
市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、秋田市都市公園条例施行規則（昭和40年秋田市規則第5号）第13条および秋田市スポーツ施設条例施行規則（平成28年秋田市規則第35号）第12条の規定に基づき、体育施設およびスポーツ施設（以下「体育施設」という。）の使用料の減免に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(減免対象区分)

第2条 減免の対象となる体育施設および使用区分ならびに使用料の内訳および割合は別表のとおりとする。

(減免申請の手続)

第3条 別表に掲げた体育施設の使用料の減免を受けようとする者は、秋田市体育施設使用許可申請書と併せて、秋田市体育施設使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(減免決定の通知)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に使用許可書を交付する際に通知するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。